

政令第 号

航空法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十二条の二十七第一項、第三百三十二条の五十九第一項及び第三百三十二条の七十一第一項（同法第三百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（法第十条第二項ただし書の政令で定める航空機）」を付し、同条中「第十条第二項但書」を「（以下「法」という。）第十条第二項ただし書」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「航空法第二百二十七条但書」を「法第二百二十七条ただし書」に、「同法」を「法」に改める。

第二条に見出しとして「（法第十条第五項第二号の政令で定める輸入した航空機等）」を付し、同条中「航空法」及び「同法」を「法」に改める。

第八条に見出しとして「（防衛大臣への権限の委任）」を付し、同条第一項中「航空法」及び「同法」を

「法」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十五条とする。

第七条に見出しとして「（法第百三十五条第一項の政令で定める独立行政法人）」を付し、同条中「航空法第百三十五条」を「法第百三十五条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第六条に見出しとして「（法第百三十一条第二号の政令で定める航空機）」を付し、同条中「航空法」及び「同法」を「法」に、「に掲げる航空機」を「の政令で定める航空機」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。

（登録検査機関の登録の有効期間）

第十一条 法第百三十二条の二十七第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（指定試験機関の指定の有効期間）

第十二条 法第百三十二条の五十九第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（登録講習機関の登録の有効期間等）

第十三条 法第百三十二条の七十一第一項（法第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

第五条に見出しとして「(法第五十六条第一項の政令で定める空港)」を付し、同条中「航空法」を「法」に改め、「大阪国際空港」を削り、同条を第九条とする。

第四条の四に見出しとして「(用益の制限に伴う補償の方法等)」を付し、同条中「第四条の二」を「第六条」に、「航空法」及び「同法」を「法」に改め、同条を第八条とする。

第四条の三に見出しとして「(物件等の買収価格)」を付し、同条中「航空法」及び「同法」を「法」に改め、同条を第七条とする。

第四条の二に見出しとして「(物件の除去に伴う補償の方法)」を付し、同条中「航空法」及び「同法」を「法」に改め、同条を第六条とする。

第四条に見出しとして「(空港等又は航空保安施設の検査)」を付し、同条中「航空法」を「法」に改め、同条を第五条とする。

第三条に見出しとして「(法第三十八条第一項の政令で定める航空保安施設)」を付し、同条中「航空法第三十八条第一項の」を「法第三十八条第一項の政令で定める」に改め、同条を第四条とする。

第二条の二に見出しとして「(法第十条第六項第二号の政令で定める輸入した航空機等)」を付し、同条

中「航空法」及び「同法」を「法」に改め、同条を第三条とする。

別表中「第八条」を「第十五条」に改め、同表委任事項の欄中「航空法」及び「同法」を「法」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。ただし、第五条の改正規定（「、大阪国際空港」を削る部分に限る。）並びに附則第三項中民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百二十号）附則第二条の改正規定（「附則第六条第一項」を「附則第六条第二項」に改める部分に限る。）及び同令附則第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

### (国立大学法人法施行令の一部改正)

2 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項の表航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百二十五条の項中「第三百二十五

条」を「第三百三十五条第一項」に改める。

(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令の一部改正)

3 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第五条」に改める。

附則第二条中「附則第六条第一項」を「附則第六条第二項」に、「第四条」を「第五条」に改める。

附則第三条中「附則第十四条第二項第三号」を「附則第十六条第二項第三号」に改める。

理由

航空法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、登録検査機関の登録の有効期間を定める等の必要があるからである。